

ハタルニ経業員側ハ之ニ満足セス函書ヲ求メテ退出セリ

(四) 経業員側ニ於テハ解雇手当六ヶ月分ノ支給要求ヲ拒絶サレタル為メ十月二日種々協議シタルニ一部経業員ハ罷業ヲ決行スヘシト硬論ヲ主張スル者アリタルニ幹部ハ自重説ヲ唱へ函交渉ヲ高シシル上最後ノ決定ヲ為スハキコトシ十月三日午後一時前記代表者等院固常務ト会見

- (一) 解雇手当六ヶ月分及十四日分ノ手当支給ノコト
- (二) 将来ノ安定ヲ保証セラレタシ
- (三) 将来絶対減給セサルニト
- (四) 三項ノ要求書ヲ提出 種々協議シタル結果 會社ハ

- (一) 第一項ハ拒絶 但シ金造封(百円)ヲ支給ス
- (二) 第二項 第三項ハ現在ノ経済状態ニ於テハ解雇スハ減給セマス

ト回答シタルカ経業員代表者ハ一旦退出シ幹部会ヲ開キ協議シタル結果 殊ニ際強ヒテ抗争スルニトハ情勢不利ナルヲ以テ 程度ニテ打切ルコト、今日(十月三日)午後五時代表者等會社ヲ訪問 協議打切ノ旨ヲ述レ別紙ノ如キ覚書ヲ作成 無事解決セリ

右及申(通) 取便也